

妊婦応援特別給付金支給事業の実施について

担当 子育て相談課

1 目 的

妊娠中の方においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さらに光熱水費や食料品等の高騰を受け、エアコンの使用控えや食料品の買い控えが進むなど、適切な環境整備や十分な栄養・健康管理ができない状況となることが危惧される。

このため、妊娠中の方の日常生活に対する制約や新たな費用負担を軽減し、母体の健康保持と、安心して子どもを産み育てるための環境整備を目的とし、妊婦応援特別給付金支給事業を実施する。

2 支給対象者

原則、給付金の申請時点において羽村市に住民票がある方であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に妊娠の届出をした方

3 支給額

妊婦一人当たり10万円

4 給付金の受付期間

令和4年10月1日～令和5年3月31日

5 申請方法

- ①対象者のうち、令和4年9月30日までに妊娠届を提出した方については、申請書類を個別に郵送し、返送してもらう。
- ②令和4年10月1日以降に妊娠届を提出する方については、窓口にて都度申請してもらう。

6 支給方法

原則、対象者が指定する金融機関への口座振込みとする。

問合せ： 子育て相談課 母子保健・相談係

電話 042-555-1111 内線 697

Eメール:s302000@city.hamura.tokyo.jp